

帰還困難区域（大熊町）から関西地方に避難し、単身でマンションに居住していたが、結婚や子どもの出生等を契機として従前より床面積が広く賃料も高いマンションに転居した申立人について、申立人の転居には合理性が認められるとして、和解案提示時までの賃料増額分や引越費用等が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、後掲の損害項目（後掲の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の各損害項目及び各損害期間についての和解金として、金268万2143円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

（1）申立人と被申立人は、後掲記載の各損害項目（後掲記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

（2）申立人と被申立人は、後掲記載の各損害項目の対象期間以降の損害の存否及びその金額については、本和解の対象外であり、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年8月12日

（仲介委員 嘉本益巳）

事件番号 H〇〇-〇

申立人 X

項目	小項目	期間	和解金額（円）	備考

避難費用	①家賃	平成25年6月1日～ 平成26年7月31日	1,034,940	(H25.6.1～H26.2.28) 家賃月額：66,660円 66,660円×9ヶ月＝ 599,940円 (H26.3.1～H26.7.31) 家賃月額：87,000円 87,000円×5ヶ月＝ 435,000円
	②家賃（将来分）	平成26年8月1日～ 平成28年2月29日	1,266,540	左記期間において当事者間に争いのない範囲の家賃月額：66,660円 66,660円×19ヶ月＝ 1,266,540円
	③駐車場代	平成25年6月1日～ 平成26年7月31日	140,000	
	④駐車場事務手数料	平成26年3月11日	3,000	
	⑤仲介手数料	平成26年2月27日	25,988	
	⑥賃貸礼金	平成26年2月27日	30,000	
	⑦引越費用	平成26年3月5日	45,975	
	⑧家族間移動費用	平成25年6月1日～ 平成26年3月31日	135,700	
損害額合計		2,682,143		